

レンタサイクル「ワチャリ」利用規約

この利用規約は、お客様（以下「利用者」という。）が亙理町観光協会（以下「当協会」という。）のレンタサイクルをご利用の際に遵守していただく事項について規定しています。

1. 利用条件

- （1）本利用規約に同意し、利用申込書に氏名、住所、連絡先等の必要事項を記入いただき、本人確認書類（運転免許証、保険証、学生証、パスポート等のいずれか一つ。）を提示いただいた方。
- （2）中学生以下の利用は保護者同伴とし、その貸出しに当たっては保護者を代理人とし、代理人の責任において本規約に基づき貸出しを行います。

2. 受付時間

受付時間 7：00～19：00

3. 支払方法

現金による前払いでお支払いいただきます。ただし、規定の時間を超過した場合の延長料金は利用後に精算していただきます。

天候や利用者の諸事情による解約のお申し出に際しても、一度お支払いいただいた利用料金の返却はできません。

4. レンタサイクルの引き渡し

自転車の引き渡しにあたっては、係員の取扱説明を受けるとともに、係員とともに各種点検、確認を行ってください。利用者がレンタサイクルを引き受け、利用を開始した時点でレンタサイクルに異常がないことを承諾したものとします。

5. レンタサイクルの返却

レンタサイクルの返却は必ず貸出窓口へ行ってください。回収業務は行っていません。

予定の返却時間を過ぎる場合は必ず貸出窓口へ連絡をしてください。

6. 事故

貸出期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸出窓口へ事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等をご連絡いただくとともに、必要な場合は、警察に連絡する等法令で定められた処置を行ってください。

利用者の責に帰すべき事由による事故については、当協会は一切責任を負いません。

事故についての示談等が必要な場合には、利用者自らの責任において行っていただきます。当協会では、事故についての一切の責任を負いません。

また、上記にかかわらず、当協会が第三者にやむなく損害賠償を負担した場合を含め、当レンタサイクルが被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

7. レンタサイクルの故障・損傷

貸出期間中に自転車の故障又は損傷があった場合は、速やかに貸出窓口にご連絡ください。当協会の事前の了解無く利用者自身で自転車を修理された場合、修理代金は負担できません。

利用者に起因する自転車の故障、損傷については、原則としてその修理に要した費用を実費で

申し受けます。

なお、自転車の故障によって利用者や第三者に損害が発生したとしても、当レンタルサイクルに起因する場合を除いて、当協会は一切の責任を負いません。

8. レンタサイクルの盗難・紛失

貸出期間中に、レンタルサイクルの盗難又は紛失が発生した場合は、速やかに貸出窓口へ連絡するとともに、警察への盗難又は紛失に関する届出を行い、警察及び貸出窓口の指示に従ってください。

なお、盗難又は紛失が発生した場合は、当該自転車のメーカー希望小売価格を上限として、当該盗難又は紛失による損害を利用者に負担していただきます。附属品等の場合もこれに準じます。

9. 補償

利用者は、レンタルサイクル利用中に発生した事故等による損害については、当協会加入の保険適用の範囲内で補償を受けることができます。

事故が発生した場合に必要な処理を完了した上で、当協会からの指示に従うとともに、利用者自らが所定の必要な手続き(保険会社等への連絡及び必要な資料の提出を含む。)を行うものとします。

10. 禁止事項

利用者は、次の行為を行わないでください。

- (1) 飲酒運転、無謀運転、その他交通規則に違反する行為
- (2) 危険箇所、不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車及び備品の改造など現状の変更
- (5) パンクなど自転車の異常を認めた場合に運転を継続する行為
- (6) 利用者以外の第三者に使用させること

11. 利用の取り消し

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用を取り消すものとし速やかに返却していただきます。

また、利用規約の違反により当協会もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

12. 個人情報の取扱い

レンタルサイクルの利用により得られた個人情報の取扱いは法令等に基づき適正に処理します。